

前橋市幼保連携型認定こども園の 審議に係る事前審査会運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 17 条、第 21 条及び第 22 条の規定に関して必要な事前審査会（以下「審査会」という。）について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 法第 17 条に基づく申請書についての事前審査及び実地審査
- (2) 法第 21 条に基づく事業停止命令
- (3) 法第 22 条に基づく認可の取消し
- (4) その他、審査会で必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 9 人以内をもって組織する。

- 2 審査会には、会長及び副会長 1 人を置く。
- 3 会長は、子育て施設課長とし、副会長は幼児教育センター所長とする。
- 4 委員については、子育て施設課職員（事務職員 2 人、保育士 1 人、保健師 1 人、管理栄養士 1 人）、幼児教育センター職員（1 人）及び指導監査室職員（1 人）とする。ただし、審査の内容により、委員の属する所属の他の職

員が補助することは妨げない。

(審査会)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(審査会の開催及び会議録)

第5条 審査会の日程については、年1回とし、当該年度の1月に審査会を実施する。ただし、第2条(2)、(3)及び(4)に該当する場合は、この限りではない。

2 会長は、会議終了後速やかに日時、場所、出席者、欠席者、議事内容その他必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱で定めるもののほか、議事の手続きその他、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

事前審査会の構成や審査内容等について

＜認可申請時の審査構成・担当内容＞

申請書の内容により、下記のような構成とし、審査を行う。

1. 建物の設置基準について

子育て施設課（施設管理係）、指導監査室

2. 職員配置基準について

子育て施設課（施設管理係）、指導監査室

3. 保育内容・保育教諭の資格、資質向上の審査

子育て施設課（施設指導係）、幼児教育センター

4. 教育関係の審査

幼児教育センター

5. 食育関係

子育て施設課（施設指導係）

6. 子育て支援に関する審査

子育て施設課

7. 管理運営、財務書類関連に関する審査

子育て施設課（施設管理係）、指導監査室

8. 実地調査

子育て施設課（施設管理係）・幼児教育センター・指導監査室

＜認可申請時の審査予定期間など＞

書類の審査期間は、概ね10月下旬～12月上旬とし、実地調査期間は、書類審査終了後～翌年1月下旬とする。ただし、子ども子育て会議の委員へ書類を送付する関係もあるので、2月に行われる会議の日程に併せて、審査期間の調整を行う。

実地調査まで終了した後、事前審査会を開催し、子ども子育て会議へ送る書類を整理する。

＜事業停止命令及び認可の取消しについて＞

標記の原因となった箇所が判明した時点で、調査等を行う。原因となった箇所を専門とする課が中心となって調査を行うとともに、他の部署もこれを補助する。